

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行情）諮問第514号）

答申日：平成30年11月2日（平成30年度（行情）答申第301号）

事件名：「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答』に該当するもの全文。」（以下「本件対象文書」という。）につき、「想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）」（以下「先行開示文書」という。）の外にこれを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月20日付け情報公開第01198号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

保存期限終了等の理由がない限り、文書は存在しなければならない。そこで改めて文書の発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 外務省は、審査請求人が平成27年5月30日付けで行った開示請求「『ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答』に該当するもの全文。」（以下「本件開示請求」という。）に対し、法11条に基づき、決定期限の特例を適用した後、相当の部分の決定として、1文書「想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）」について開示とする決定を行い（平成27年8月3日付け情報公開第01236号。以下「先行開示決定」という。）、最終決定として、先行開示文書以外の本件対象文書を確認することができなかつたとして、不開示（不存在）とする原処分を行った（平成28年6月20日付け情報公開第01198号）。

(2) これに対し、審査請求人は、平成28年6月23日付けで、他の文書の特定を求める旨の審査請求を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「保存期限終了等の理由がない限り、文書は存在しなければならない。そこで改めて文書の発見に努めるべきである。」と主張する。

しかしながら、外務省は、同請求人が請求した内容に合致する行政文書を十分に検討の上、対象文書がつづられている可能性のあるファイルを探索したものの、相当の部分として開示した文書を除き、該当する文書を確認できなかったため、原処分を行ったものであり、同請求人の主張は当たらない。

3 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年10月15日 審議
- ④ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、先行開示決定により1文書を特定した上で、先行開示文書以外に本件対象文書は存在しないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分に対し、改めて文書の発見に努めるべきである旨主張し、諮問庁は、先行開示文書以外に本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 審査請求人による開示請求書には、特定開示請求番号に係る別件開示請求を受けて特定した文書の一部である、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答問三」と記載された資料が添付されていたことから、本件対象文書は「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」の全文であると解した。

イ このため、まず、先行開示文書として、別件開示決定により特定した文書と同じ文書である、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答問三」と記載された資料を含む「想定問答（日米防衛協力に関する指針見直し：機雷除去）」を特定し、開示した。

ウ 先行開示文書には、機雷の敷設に関する国際法上の規則に係る想定問答が記載された本文の後ろに、その参考資料として、関連する既存の各種資料の抜粋が添付されている。審査請求人が本件開示請求書に添付した「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答問三」もこうした資料のうちの一つである。よって、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」は、先行開示文書に記載された作成日付である平成9年8月21日より前に作成されていたと考えられることから、本件開示請求時点で関係部局の行政文書ファイル管理簿に登録されていた行政文書ファイルのうち、同日以前に作成され、保存されていたファイルであって、かつ、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」の全文がつづられている可能性があると思われるものを探索したが、その存在を確認することができなかったことから、これを不存在不開示とする原処分を行った。

エ 本件審査請求を受け、改めて上記ウと同様の探索を行ったが、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」の存在は確認できなかった。

(2) そこで検討すると、諮問庁が、本件開示請求文言の趣旨として、「ホルムズ海峡封鎖等関連疑問擬答」の全文の開示を求めるものと解したことは首肯できる。

諮問庁における上記(1)ウ及びエの2度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とはいえず、関係部局が本件開示請求時点で保有しており、かつ、本件開示請求に関連し得る行政文書ファイルを探索したものの、先行開示文書以外に本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記(1)の諮問庁の説明を覆すに足りる事情も見いだせないことから、外務省において先行開示文書以外に本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約1年6か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、先行開示文書の外にこれを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において先行開示文書の外に本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久